

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【令和五年十二月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <p>一 <u>健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）</u></p> <p>二 <u>患者の提出する被保険者証</u></p> <p>三 <u>当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けている場合に限る。）</u></p> <p>2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があること</p>	<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、<u>健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）</u>又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があること</p>

の確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。

3 5 (略)

(処方箋の確認等)

第二十六条 保険薬局は、患者から療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が保険医が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一 保険医が交付した処方箋

二 電子資格確認

三 患者の提出する被保険者証

四 当該保険薬局が、過去に取得した当該患者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険薬局から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養（居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険薬局から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けている場合に限る。）

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第二号又は

の確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。）」又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3 5 (略)

(処方箋の確認等)

第二十六条 保険薬局は、患者から療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が保険医が交付した処方箋であること及びその処方箋、電子資格確認又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用につ

は第四号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第二号又は第四号に掲げる方法により」とする。

3・4 (略)

いては、同項中「その処方箋、電子資格確認又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「電子資格確認」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3・4 (略)

改正後	改正前
<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号) <u>附則第三条の四第一項</u>の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令 <u>附則第三条の五第一項</u>の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号) <u>第五条第一項</u>の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令 <u>第六条第一項</u>の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(処方箋の確認等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 <u>附則第三条の四第一項</u>の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令 <u>附則第三条の五第一項</u>の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(処方箋の確認等)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 <u>第五条第一項</u>の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令 <u>第六条第一項</u>の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>4 (略)</p>

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示（令和五年厚生労働省令第号）

【公布日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(受給資格の確認等に係る経過措置)</p> <p>第二条 保険医療機関又は保険薬局は、この省令の施行の日以前においても、第一条の規定による改正前の療担基準第三条第一項又は第二十六条第二項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の療担基準第三条第一項第三号又は第二十六条第四号に掲げる方法によって、療養の給付を受ける資格があることを確認することができる。</p>	<p>(新設)</p>